

小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年11月29日

小牧岩倉衛生組合議会議長 谷田貝 将 典

小牧岩倉衛生組合議会規則第1号

## 小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例施行規則（令和5年小牧岩倉衛生組合議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第1号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」の次に「（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

第11条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第2（裏）、様式第13（表）及び様式第19（表）中「健康保険被保険者証」を削る。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条及び様式第2、様式第13及び様式第19の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。